

最優秀答案

回答者 S.I

1 Xの主張

(1) 自治会費を7,000円とする本件決議は、寄付をする自由（憲法・19条）に反し無効である。

(2) 1,000円の増額により、本件各会への寄付金の拠出を強制されており、制約を受けている。

(3)ア まず、本件各会への寄付金の拠出は、Yの目的の範囲外の行為に該当し、無効である。

イ 仮に、目的の範囲内だとしても、強制的に寄付金を徴収することは、構成員に過大な負担をかけるものである。したがって、無効である。

2 Yの主張

(1) 1,000円の増額は、特別徴収ではなく、自治会費の一般徴収にすぎない。

加えて、自治会への加入は強制ではないのだから反対するのであれば、自治会離脱届の提出により脱退すればよい。

したがって、1,000円の増額により、Xに制約は生じていない。

(2)ア Yは、「良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としている。そのため、地域の教育及び福祉に資する寄付金を拠出することは、目的の範囲内である。

イ 次に、増額される金額は1,000円に過ぎないのだから、過大な負担とはいえない。

(3) 以上より、本件決議は有効である。

3 私見

(1) 原告は19条違反を主張するところ、寄付先の決定は、自己の思想の表れといえるから、寄付をする自由は19条により保障される。

対して、法人も社会的実存として重要な役割を担っているのだから、性質上可能な限り人権保障の規定が及ぶ。したがって、Yも寄付をする自由を有する。

(2) 次に、確かに被告の主張する通り、形式的には自治会費としての一般徴収である。しかし、増額分の 1,000 円は、「本件各会への寄付金及び募金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていた」というのである。これは、使用用途が明確にされていたといえ、実質的には特別徴収と言い得る。

加えて、世帯の 88.6%が加入している点、及び、脱退することで、当該区域で生活するに当たって重要な一定のサービスを受けられない点から、実質的には強制加入団体の性質を有する。

以上の点より、Xには制約が生じている。

(3) では、XとYの利害をいかに調整するかについて、憲法は本来私人と国家の利害対立を調整するためのものであるから、私人間の争いについて直接適用されることはない。

そこで、団体の目的の範囲内の行為については、構成員には原則として協力義務が肯定される。もっとも、構成員の自由にも配慮する必要があるから、構成員に社会通念上過大な負担をかける場合は、協力義務は否定される。当該判断に課しては、比較衡量を用い、基準は①主体、②利益の重要性、③構成員の不利益の程度により決する。

(4) ア まず、Yの寄付は被告が主張する通り、目的の範囲内に当たる。

イ そこで、比較衡量を行うところ、まず、①主体は、前述の通り Yは強制加入団体としての性質を有する。そのため、構成員の協力義務はおのずと狭まる。

次に、②利益の重要性について、本件各会への拠出は、良行な地域社会の維持形成に役立つ。しかし、教育及び福祉教会への寄付は必ずしも住民全員の利害に関わるものではない。そうだとすれば、目的の範囲内ではあるものの、中心的な活動には当たらない。

最後に③について、被告は 1,000 円は軽微であると主張するが、寄付先の決定は思想良心の表れであることから、金額の多寡の問題ではない。拠出先を強制されることで、思想良心が侵害されたといえる。したがって、構成員の不利益も大きい。

ウ 以上を総合すると、本件決議は、構成員に過大な負担を過すものとして、協力義務は否定される。

(5) Xの本件決議は無効であること、及びXの会費が従前の 6,000 円を超えないとの主張は認められる。

以上